

佐賀県後期広域連合だより

発行 佐賀県後期高齢者医療広域連合
発行日 令和4年9月1日

第6号

【今号の内容】

- 佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ …… 1～3ページ
 - ・後期高齢者医療保険料について
 - ・医療費のお知らせについて
- 佐賀県の後期高齢者医療の運営状況 …… 3ページ
 - ・医療給付費と財源の状況（令和4年度予算）
 - ・令和3年度の被保険者数の状況
- 令和4年度の保健事業の紹介 …… 4～7ページ
 - ・後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！
 - ・定期的に歯科健診を受けましょう
 - ・76歳歯科健診「歯（し）あわせ健診」を実施しています
 - ・保健師からのひとこと
 - ・ジェネリック医薬品を利用しましょう！

佐賀県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢者医療保険料について

○保険料率改定のお知らせ

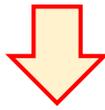
後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出等の動向を踏まえて2年に1度見直しています。

後期高齢者医療制度に加入されている方（以下「被保険者」）の医療給付費は、皆様に納めていただく後期高齢者医療保険料（約1割）のほか、現役世代が負担する後期高齢者支援金（約4割）や公費（約5割）でまかなわれています。

今回の改定では、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれることや、被保険者を支える若い世代の割合の減少等により、次のとおり保険料率を引き上げました。

【令和2～3年度】

$$\text{年間保険料額} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ (52,300\text{円}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ (\text{基礎控除後の総所得金額等} \times 10.06\%) \end{array}$$



【令和4～5年度】

$$\text{年間保険料額} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ (54,100\text{円}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ (\text{基礎控除後の総所得金額等} \times 10.23\%) \end{array}$$

※令和4～5年度の賦課限度額は66万円になります。

（令和2～3年度の賦課限度額は64万円）

○医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が「2割」になります。

<見直しの背景>

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、約4割が現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

○窓口負担割合が2割になる方への配慮措置

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、窓口負担割合が2割となる方について、1か月の“外来受診”において、窓口負担割合の引き上げによって増加する自己負担額を3,000円までに抑え、必要な受診の抑制を招かないようにするものです（入院の医療費は対象外です）。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いです。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を、後日、高額療養費として払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

○被保険者証の有効期限にご注意ください

令和4年10月1日から、医療費の窓口負担に「2割」負担が導入されることに伴い、負担区分割合を再判定する必要があります。

このため、令和4年度は被保険者証を7月（有効期限：令和4年9月30日）と9月（有効期限：令和5年7月31日）の2回送付します。

窓口負担割合に変更がない場合でも、全員に2回送付します。

病院や薬局等で被保険者証を提示するときは、「有効期限」を必ず確認しましょう。

発送時期		証の色	証の有効期限	対象
令和4年度	7月	紫	8月1日～ 9月30日（2か月間）	全員
	9月	オレンジ	10月1日～翌年7月31日（10か月間）	

医療費のお知らせについて

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ「後期高齢者医療費のお知らせ」をお送りしています。このお知らせは、一定の期間にかかった医療費の情報をお知らせすることにより、ご自身の健康や医療費に対する関心を深めていただくことを目的に、年に2回送付しています。

確定申告等の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用することができますので、手続きに使用される方は大切に保管してください。

	送付時期	通知に記載する診療月
通知1回目	令和4年12月上旬	令和4年1月～8月
通知2回目	令和5年2月下旬	令和4年9月～12月

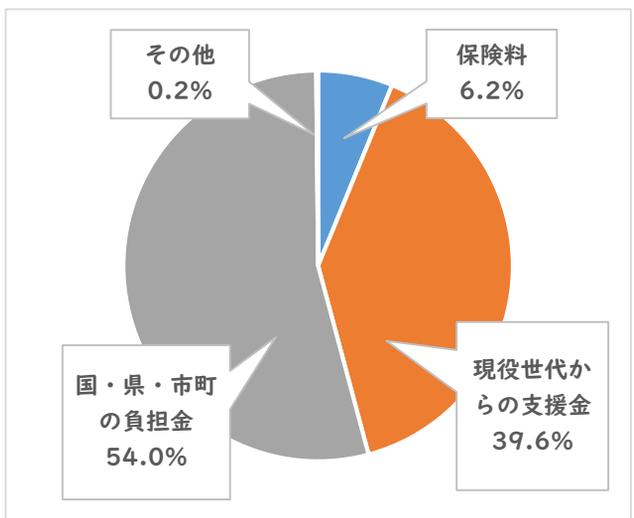
佐賀県の後期高齢者医療の運営状況

医療給付費と財源の状況（令和4年度予算）

令和4年度当初予算では、医療給付費（医療費から被保険者が負担する一部負担金を除いたもの）の総額を1,257億円と見込んでいます。窓口負担割合の見直し等で、前年度の1,265億円から8億円減少しています。

この財源には、被保険者が納める保険料78億円、現役世代からの支援金498億円のほか、国・県・市町の負担金679億円などが充てられています。

区分	金額	構成割合
保険料	78億円	6.2%
現役世代からの支援金	498億円	39.6%
国・県・市町の負担金	679億円	54.0%
その他	2億円	0.2%
合計	1,257億円	100%



令和3年度の被保険者数の状況（令和4年3月31日）

年度	被保険者数（人）	伸び率（%）	対佐賀県人口比（%）
令和2年度末	123,571	△0.01	15.25
令和3年度末	125,310	0.01	15.60

被保険者数 125,310人

令和4年度の保健事業の紹介

後期高齢者健診（フレイル健診）を受診しましょう！

健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されず元気に生活できる期間）を延ばすためには「**フレイル**」を予防・改善することが大切です。

「フレイル」とは心身の機能が低下して、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることを指します。

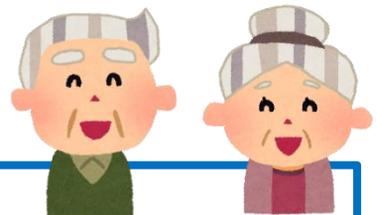
後期高齢者医療制度の被保険者の方を対象に、**無料**の健康診査を実施しています。健康寿命を左右する糖尿病などの生活習慣病の早期発見や、健康管理、フレイルを予防するために、**年に1回、健康診査を受けましょう。**

健診で何が分かるの？

- 主な検査内容は、
身体測定（身長・体重等）、血圧測定、
血液検査（血中脂質・肝機能・血糖等）、
尿検査（糖・蛋白）です。
- 後期高齢者の質問票で、**フレイルチェック**ができます。
- 血清アルブミン検査で、**低栄養チェック**ができます。

年1回
無料

日 程 場 所



市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なります。

※お住まいの市町の健診担当課へお問い合わせください。

- ※佐賀県後期高齢者医療広域連合ホームページのトップページ「お住まいの市町窓口はこちら」を参照ください。
- ※治療中の方は、かかりつけ医にご相談の上、受診してください。
- ※年度（4月から翌年3月まで）に1回のみ無料です。
2回目からは、自己負担になりますのでご注意ください。

定期的に歯科健診を受けましょう

「食べ物が噛みにくい」「飲み込みにくい」「話しにくい」など、高齢になり歯や口のはたらき（口腔機能）が衰えることを「オーラルフレイル」といいます。口腔機能の衰えは全身の健康への悪影響を招き、フレイル（心身の虚弱）につながるため、注意が必要です。

歯科健診で歯と口の健康状態をチェックしてオーラルフレイルを防ぎましょう。

誤嚥性肺炎

飲み込む機能が衰えると唾液や飲食物とともに口の中の細菌が誤って気道内に入り込み、肺炎を起こします。

脳卒中・心臓病

口の中の細菌（歯周病菌など）が増え、毛細血管から血液中に入ると血管や脳、心臓に悪影響を及ぼします。

認知症

噛む力の低下や食事の機会の低下によって脳への刺激が少なくなることで、血流量が減ったり適切な栄養が取れなくなったりすると、認知症が発症・進行しやすくなります。

オーラルフレイルが招く危険

閉じこもり

口臭が気になったり、話しづらさなどから家族や友人と接することを避けるようになり、外出を控えるようになります。

低栄養状態

食べ物を噛む力や飲み込んだりする力が弱まると、食欲の低下につながり、十分な栄養がとれなくなります。

骨折・転倒

食べられなくなった結果、低栄養状態で足腰が弱くなり、歩行が不安定になることで、骨折・転倒のリスクが高くなります。

76歳歯科健診「歯(し)あわせ健診」を実施しています

令和4年度に76歳になる方を対象に、無料の歯科健診「歯(し)あわせ健診」を実施しています。検査項目には、口腔機能のチェックも入っていますので、歯科健診で歯と口の健康状態をチェックしてオーラルフレイルを防ぎましょう。

この機会にぜひ受診してください。

対象

令和4年度に76歳になる方

(昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生)

●対象者には4月に受診券をお送りしています。

※令和3年度に76歳になった方で、令和4年3月31日までに県外から転入された方も対象です。

期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日
(医療機関の休診日は除く)

方法

受診券と一緒に届いた「歯科医院一覧表」に記載されている歯科医院に電話で予約してください。

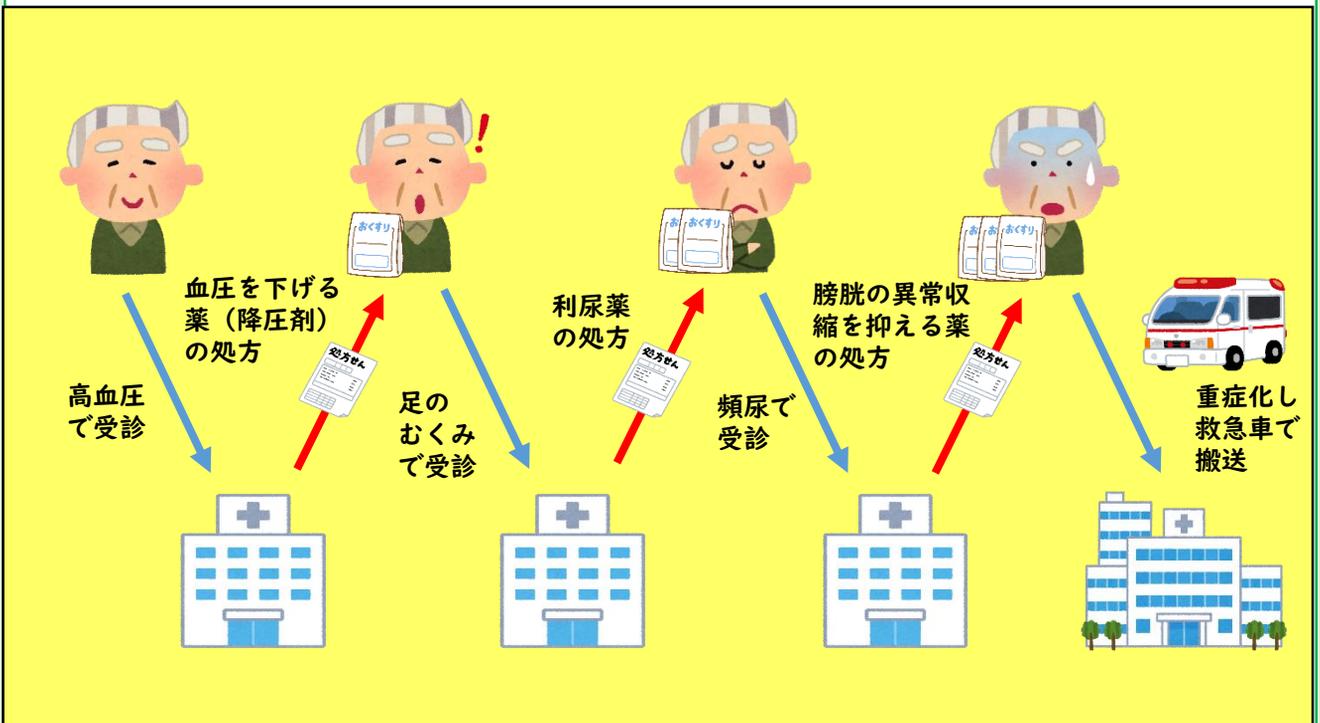




薬の数がだんだんと増えていませんか？



服用している薬による副作用を治療するためにそれに対して新たな処方が繰り返され**薬の数がだんだんと増えてしまう**ことがあります。



注意すること

- 生活習慣病をはじめとする慢性疾患は高齢になるにつれて増加するため、薬の数が徐々に増加することが一般的です。
- 体の異変が薬による副作用の影響にもかかわらず、新しい薬で対処し続ける悪循環の状況には注意が必要です。
- 現在飲んでいる薬を定期的に薬の専門家が確認し、服薬管理を行うことが重要です。

特に継続的に6種類以上の内服薬を飲んでいる方は早めに医師・薬剤師による「服薬チェック」をお勧めします。

ジェネリック医薬品を利用しましょう！

○ジェネリック医薬品の使用で、薬にかかる個人負担が軽くなります

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造販売される医薬品で、国の厳しい審査基準を満たし、新薬と同等の有効性や品質を持つ低価格の医薬品です。医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、特に複数の薬の服用や長期的な服用が必要な場合は効果的です。

○医療の未来に向けて

ジェネリック医薬品を多くの方が利用することで個人の医療費が軽減され、日本全体の医療費についても効率化することが可能となります。この効率化された医療費を有効活用し、新しい医療技術や新薬の開発に活用できます。



また、日本においては少子高齢化が進んでいるため、今後も医療費の増大が予想されています。ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるだけでなく、日本の優れた医療保険制度を子や孫など次の世代に引き継いでいくことにも貢献します。

○佐賀県におけるジェネリック医薬品の使用状況

佐賀県の後期高齢者に処方された医薬品に占めるジェネリック医薬品の数量の割合（数量シェア）は順調に増加しており、令和4年3月時点で81.9%と国が目標として掲げる80%を達成しています。



年月	数量シェア (%)
令和2年3月	79.8
令和3年3月	81.4
令和4年3月	81.9

※すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
詳しくは、かかりつけ医や薬剤師へご相談ください。

【お問い合わせ先】佐賀県後期高齢者医療広域連合
〒840-0201

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階
電話：0952-64-8476 ファックス：0952-62-0150
ホームページ：<https://www.saga-kouiki.jp/>